

上野住民自治地区連合会及び上野地区住民自治協議会代表者会議の概要

今回、ご案内いたしました連合会及び今回はご案内しておりませんが同じ委員構成による上野地区住民自治協議会代表者会議について、下の図によりその概要をまとめています。

また、関連資料も示していますので、併せてご確認ください。

上野住民自治地区連合会

伊賀市自治基本条例 第33条～第35条

【連合会委員】

- ▶ 各地区住民自治協議会及び地域振興委員会の代表者に市長が委嘱（任期2年）
- ▶ 会長、副会長を互選

【連合会の所掌事務】

- ① 総合計画等市の重要な計画の策定や改正の際に、市長から諮問を受け、答申します。
- ② 上野地区において行われる住民に身近な市の事務について、市長に提案することが出来ます。

《昨年度の開催状況及び内容》

- ◇ 平成29年度は、6月27日に第1回連合会を開催しました。
- ◇ 市長からの諮問案件等がなかったため、上記の会議では、会長・副会長の互選を行ないました。

（ 会 長：竹之矢ゆめが丘自治協会長
副会長：嶋澤きじが台自治協会長 ）

関連資料：資料2
伊賀市自治基本条例

上野地区住民自治協議会代表者会議

法令の根拠はなく、各団体の代表者による任意の会議。

【代表者会議構成員】

- ▶ 上野住民自治地区連合会のメンバー
- ▶ 会長、副会長には連合会会長・副会長が就任

【代表者会議の主な役割】

- ① 活動状況の情報共有及び地域課題の協議
- ② 行政からの協議事項等

【会議の推進体制】

- 全体会議 …上野地区全体に係る地域課題の協議、情報共有、意見交換、行政からの協議事項等について
- ブロック会議…懸案事項や共通課題のうち、ブロック毎の協議が有効な案件について
- 事務局長会議…代表者会議がより円滑に進むよう、必要に応じて事務局長による協議を実施

《昨年度の開催状況及び内容》

平成29年度は、全体会議を5回、ブロック会議の開催はありませんでした。

1.平成29年度に取組んだ協議事項

- ① 住民票等交付専用FAX（レジデントFAX）に関する経過について
- ② 市内全住民自治協議会の全体組織の検討について

関連資料：資料3

《各ブロック構成地域》

- （上野1）東部、西部、南部、小田、久米、八幡、友生、ゆめが丘
- （上野2）依那古、比自岐、神戸、きじが台、花之木、猪田、古山、花垣
- （上野3）府中、長田、新居、三田、諏訪、中瀬